

# 令和7年度 福島県立相馬総合高等学校 後期選抜 募集要項

福島県立相馬総合高等学校

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂200番地

電話 (0244)36-6231

## 1 アドミッション・ポリシー

次のような生徒を求める。

- 基本的な生活習慣が身につけている生徒。
- 本校の特色を理解し、自己を成長させるために前向きに学ぶ生徒。
- 部活動やボランティア活動など、何事にも積極的に取り組む生徒。

## 2 通学区域

県下一円とする。

## 3 募集定員

全日制の課程 総合学科 募集定員（160名）から、前期選抜及び連携型選抜の合格者数を除いた数とする。

## 4 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者  
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、出願することはできない。  
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

## 5 出願手続き

### (1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### (2) 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(3) 出願場所

相馬総合高等学校 事務室

## 6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。

- ③ 受験票用紙（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（様式共通4号の2）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。  
郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、祝日は受け付けない。

## 8 県外等からの出願

- (1) 宮城県丸森町又は宮城県山元町からの本校の後期選抜への出願については、前期選抜の学力検査を受検した者のみが、これを行うことができる。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、「**6 出願に必要な書類**」に示した書類のほかに、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し、受け付けることができる。

### ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

### ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (3) (1)、(2)のいずれの場合も、県外等から本校への出願を希望する志願者は、在学（出身）中学校長を通して、事前に本校校長へ連絡する。

## 9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校において、受験番号を記入した受験票（様式統一2号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一2号の3）を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 10 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
  - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、本校校長に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に、後期選抜出願先変更者名簿（様式後期3号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ⑤ 変更先の学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 12 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料とし

て、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、全体の満点は340点とする。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等についても総合的に評価し、点数化する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接には、中学校における学習活動（国語、社会、数学、理科、英語）の成果を問う内容を含む。

面接については段階評価する。ただし、学習活動の成果を問う内容については点数化し、100点満点とする。

(3) 作文

600字以内の作文を実施する。時間は60分とする。作文については点数化し、50点満点とする。

### 13 面接、作文の日時、日程、会場及び持参物等

(1) 期日

令和7年3月24日(月) 受付時間：午前9時～午前9時15分

受付場所：相馬総合高等学校 正面玄関

(2) 日程

9:00 9:15 9:30 10:30 10:45

受付	連絡	作文	休	面接
----	----	----	---	----

(15分)

(15分)

(60分)

(15分)

\* 面接終了後、下校とする。

(3) 会場

相馬総合高等学校

(4) 持参物

受験票、上ばき、下足を入れる袋、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

\* 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### 14 合格者発表

(1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に相馬総合高等学校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表後に、受験票と引き換えに合格通知書（様式共通5号）を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 15 そ の 他

### (1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

### (2) 本要項に記載されていないことについては、「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」で確認の上、本校に問い合わせること。